

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(案)に対する県民コメントへの県の対応・考え方について

区分	反映状況
A	意見を反映し、案を修正したもの
B	既に案で対応済みなもの
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とすることとしたもの
D	意見を反映できなかったもの
E	その他(単なる質問や賛否を表明しただけのもの等)

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
1	—	全体				第4条にて「差別的取扱い等の禁止」を規定する埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例の基本計画案が(1)性の多様性に関する理解の増進、(2)相談しやすい体制の充実、(3)暮らしやすい環境づくり、を3本柱としていることを心強く思います。トランスジェンダーの多くが抱える困難はGID特例法(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律)の規定により、トランス医療へのアクセスが困難なことや労働分野における差別的取扱い、アウトティング被害の問題です。だからこそ、本条例が当事者を差別から守る盾となり、同時に県としての反差別的の意思表示となり、結果として埼玉県がLGBTQ+フレンドリーな文字通り“彩の国”なるよう、最大限に積極的な内容の基本計画が策定されることを心から期待しています。	9	今後も埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づく計画の取組を進めることで、性の多様性を尊重した社会づくりを進めてまいります。	B
2	—	全体				あらゆる命の人権は尊重されねばいけません。それはLGBTQに悩む方々も同じです。計画を読み、LGBTQに悩み苦しんでいる方々の事も知ることができました。ですが、計画内容が曖昧すぎます。尊重する、住みやすくすることは具体的にどういったことなのかわかりにくく、わかりにくい計画は犯罪に利用されやすいです。まず、性自認は個人の判断で決めることができ、特別な診断書等が不要な場合が多いです。こうなると、性犯罪目的の偽りのLGBTQが増える可能性があります。この計画ではLGBTQの人権も、女性の人権も、男性の人権も守られない。今の計画では性犯罪者に利用される可能性が高すぎるため、この計画には反対いたします。	18	「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」や基本計画の策定により、性自認が戸籍上の性より常に優先されるようになるわけではありません。性自認の多様性は尊重されるべきものですが、それを理由として、違法とされているものが合法になるわけではなく、犯罪が正当化されるものではありません。当然、女性や子供の人権も尊重されるべきと考えています。本計画は埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する基本方針を定めたものであり、施策を実施するにあたっては、全ての人の人権が尊重されるよう十分に配慮してまいります。	D
3	—	全体				LGBTQという大きな主語でものを捉えて条例を策定するまでもなく、個人の人権は認められるべきものであるとの認識を持っております。逆に、条例や法律で特定の層の方々に擁護する法律や条例ができてしまった場合、ケースによっては人権の衝突が発生し、却って人権侵害の問題が増えてしまうことがあります。最近取り上げられる典型的な例で申し上げれば、性自認という、外見からは窺い知ることのできない内心にまで、尊重せねばならない状況は、却って多くの女性の権利を侵害することになってしまうのではないかとという事象が発生することを恐れております。このようなケースにまでどう反応すれば良いのかなど、議論は尽くされていない中、一部のマイノリティにのみ特権を与えてしまいかねないこの条例は即刻取りやめにさせていただきたいと考えます。ただ、社会的マイノリティと呼ばれる方々が不利益を被ることのないようにするために、行政が個別に寄り添った対応を非難するものではありません。どうか一方の側にだけ尊重するようなことなく、全県民にとって住み良い埼玉県行政を行なっていただけることを祈っております。	9	障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法など差別や格差を解消するために制定された法律等は数多く存在しています。「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」や基本計画の策定により、性自認が戸籍上の性より常に優先されるようになるわけではありません。性自認の多様性は尊重されるべきものですが、それを理由として、違法とされているものが合法になるわけではなく、犯罪が正当化されるものではありません。当然、女性や子供の人権も尊重されるべきであり、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくりに関する条例第1条においても「全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与する」ことを最終的な目的と定めています。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
4	—	全体				<p>LGBT法やその中身については慎重に行ってほしいと考えています。海外では、共同風呂やトイレに女性だと自認している見た目男性の方が入ってくる。トイレや風呂に女性だと自認するだけで男性が入ってくる、それを拒否する女性が逮捕される。男性だった女性が性転換し、普通の生活をするならばよいのですが、女性として女性のスポーツ競技に参加などケガや体力差により競技が平等に成り立つのかという問題がおこっている。LGBTということで、就職差別はやめる、誹謗中傷はやめることは必要だとは思いますが、また、同性同士の結婚し、その権利を認めるなども慎重に願います。</p>	4	<p>「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」や国の指針等を踏まえ、自治体として適切に運用してまいります。</p> <p>県においては、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」や基本計画の策定により、性自認が戸籍上の性より常に優先されるようになるわけではありません。性自認の多様性は尊重されるべきものですが、それを理由として、違法とされているものが合法になるわけではなく、犯罪が正当化されるものではありません。</p> <p>スポーツ競技の実施方法については、競技内容や参加者などに応じて各団体や主催者が決めていることで条例等の規定にはなじまないものです。また、婚姻制度は戸籍法に基づく制度で、自治体で決められることはありません。</p>	D
5	—	全体				<p>身体が男性である、トランス女性が、男性身体のまま、女性用スペースを使用することについて、反対です。トランスジェンダーの方の苦悩については、配慮されるべきと考えており、だれでもトイレなど、ジェンダーに関係なく利用できる公共スペースは、より積極的に設置すべきです。しかし、トランスジェンダーの方の権利のために、社会的に弱い立場の、女性や子どもの権利が侵害されるべきではありません。身体が男性のまま、女性用スペースを利用されることによつて、女性側に生じる不安や恐怖について、是非ご配慮ください。同性婚など、トランスジェンダーの方の幸福につながる政策が推進されることには、大賛成です。ただ、女性や子どもは、まだまだ社会的に非常に弱い立場にあり、とくに性的には、とても被害に遭いやすく、軽いトラウマをかかえたまま生活する人が多いのです。男性身体トランス女性の方が、女性に対して性犯罪を犯す、と言っているわけではありません。これまでの経験から、どうしても怖く、不安なのです。トランスジェンダーを装った、男性からの性加害事件のことも、どうしても思い浮かんでしまいます。もし、男性身体トランス女性が、従来の女性用スペースを使用できる、となった場合、そこで生じるのは、より強い偏見と分断であると考えます。</p>	73	<p>「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」や基本計画の策定により、性自認が戸籍上の性より常に優先されるようになるわけではありません。性自認の多様性は尊重されるべきものですが、それを理由として、違法とされているものが合法になるわけではなく、犯罪が正当化されるものではありません。</p> <p>当然、女性や子供の人権も尊重される必要があると考えています。</p> <p>また、「埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針」では、県有施設において、女性トイレ、男性トイレとは別に、性別に関わらず誰でも利用できる、いわゆるオールジェンダートイレの設置を検討することを定めていますが、女性の安全や人権に配慮し、今ある女性トイレを廃止したり、減らしたりすることを前提とするものではありません。こうした「性の多様性への合理的な配慮に係るトイレ設置の考え方」について県ホームページにその内容を掲載しているところです。</p> <p>県では、条例の基本理念である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を計画の目標と定め、取り組んでまいります。</p>	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
6	－	全体				性的マイノリティには男性でも女性でもない人がいます。ノンバイナリー(Xジェンダー含む)やAジェンダーの人達です。社会のほとんどのことが「世の中には男性か女性しかない」という前提に立っていることによって困難に直面することがあります。身近な例では、必要性がないと思われるのに記入必須とされている性別欄や男女別のスペース、男女別の制服やドレスコードなどです。性別欄に関しては情報整理や実態把握のために必要な場合があることを理解していますが、そうであるならなおさら男性でも女性でもない人の実態を把握するために、自由記述やその他の選択肢を用意してほしいと思います。他にも性的マイノリティには様々な人がいます。例えばAセクシャルやAロマンティックなどです。私自身もすべての性的マイノリティについて知っている訳ではありません。性的マイノリティは数が多く、様々な背景から隠れている事がほとんどですから、実態の把握は難しいと思います。事前の把握には限界があります。ですが、もし誰かがこの先、「こんな性的マイノリティがいるよ」「こういう困り事があるよ」と声を上げた場合には、その声に耳を傾けて、施策内容の柔軟な改善などをして、そうした人々を排除しない県政の実施をお願いいたします。	1	県では、「埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針」を定め、性別の把握又は男女別に限定した取扱いなどの配慮の内容を定めております。 今後も条例の基本理念である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を計画の目標と定め、取り組んでまいります。	C
7	－	全体				物事の問題を解決しようと思うならその問題の一つ上のレベルの視点で物事を見るべきである。いわゆる抽象度を上げて物事を見る必要があるのではないだろうか。性的マイノリティの方々が息苦しさをを感じる根本原因に日本特有の同調圧力があると思います。同調圧力があるせいで他の人と同じでなくてはいけないという思いが強くなり息苦しさが生じるのではないだろうか。性の多様性、LGBTQを尊重した社会づくりを進めるためには性やLGBTQに特化した施策を行うのではなく日本全体に蔓延する同調圧力を打破するような施策を行うべきだと考えます。同調圧力はうまく機能すれば大震災の避難所運営のように秩序が保たれ、悪く機能するとコロナ禍におけるマスク警察のように息苦しさを産む要因になり得ます。	1	この基本計画は埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第3条第2項に定める基本理念を実現するため、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりについて、具体的な施策を定めたものです。 県では、条例の基本理念である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」に向け、取り組んでまいります。	D
8	2	用語の解説				用語集に「SOGI(ソジまたはソギ)」を加えるといいと思います。SOGIは性的指向、性自認に関わらず、全員をインクルードする言葉なので。	1	用語の「性の多様性」の説明に次のとおり「SOGI」の用語も追加しました。 「性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとって「SOGI」という言葉が用いられることもある。」	A
9	2	用語の解説				LGBTQの削除を求めます。LGB以外のTとQに関してどちらも一般的な定義が曖昧です。	7	本計画ではLGBTQは、性的マイノリティの総称として表記して、Tはトランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人)、Qは、性の多様性の尊重を図る上で、クエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の人)と定義しております。	D

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
10	2	用語の解説				文頭に「LGBTQ」とありますが、L(女性同性者)、G(男性同性愛者)、B(両性愛者)については世間に広く膾炙しており、理解している人も多いと思います。それに引き換えT(トランスジェンダー)とQ(クエア、クエスチョニング)については、その定義が曖昧であり当事者も自分に都合が良いように理解しています。理解を促すのであれば、まずは定義をしてください。また、「差別」についての詳細もきちんと提示してください。	1	LGBTQの用語として定義を記載しております。 また、人権三法(障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法)のうち、障害者差別解消法と部落差別解消推進法においては、差別について定義しておらず、部落差別解消推進法においては、立法者の意図として、差別について意味するところは社会通念上明確と説明されています。人権三法はいずれも、差別の具体的な事例を明示しておらず、この条例においても同様に、具体的な事例を示す必要があるとは考えておりません。	D
11	2	用語の解説				「LGBTQを性的マイノリティを表す総称として表記しています。」の「Q」の削除を求めます。	4	本計画ではLGBTQは、性的マイノリティの総称として表記しており、Qは、性の多様性の尊重を図る上で、クエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の人)と定義しております。	D
12	2	用語の解説				「埼玉県では、『LGBTQ』を性的マイノリティを表す総称として表記しています。」のそれぞれの定義を明確にしてください。	1	本計画ではLGBTQは、性的マイノリティの総称として表記しており、Lはレズビアン(女性同性愛者)、Gはゲイ(男性同性愛者)、Bはバイセクシュアル(両性愛者)、Tはトランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人)、Qはクエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の人)と定義しております。	B
13	2	用語の解説				「性の多様性」の『性』という言葉の使い方がものすごく雑だと思われます。性自認で性は性別ですが性的志向は恋愛対象の話です。一括りに『性』と表現するのは的確ではありません。恋愛について対象の話なら異性のみ、同性のみ、両性とも、と多様とは言えるでしょうが、性別自体は女性と男性の2種類のみです。ノンバイナリーと自称する方々がいるのは存じておりますが、それも男性でも女性でもない主張する男性か女性かのどちらかの人がいる、という、あくまでも考え方の問題です。事実とは異なる科学的根拠のない考え方というのは宗教の自由で認められているとは思いますが、それをまるで常識かのようにこどもに教えるというのは公立の学校では考えられません。	1	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第1条では、「性の多様性」を「男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である性の在り方の尊重について、その緊要性に鑑み、性的指向及び性自認の多様性」と定義しており、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
14	2	用語の解説				性的指向は多様ですが、生物学的な区分は男女しかありません。その上で装いや仕草は自由であるという多様性を認めるよう認識をお願いいたします。	1	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第1条では、「性の在り方は男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である」としており、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	D
15	3	用語の解説				「出生時に割り当てられた性別」を「身体」という表現に訂正を求めます。理由として、割り当てられた性別という表現は「性別は医師によって割り当てられるものである」という一つの思想であり、自治体の計画に記すのは不適切です。性別は出生前から染色体によって定められている事実であり、科学的根拠に則した「身体」という表現に改めるべきです。	4	県では、「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を図るために、トランスジェンダーの定義を「生まれた時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人」と定めています。	D
16	2	用語の解説				性の多様性を人権の尊重に変更していただくよう求めます。性別は男女の二つのみでありグラデーションではありません。科学的根拠に則し、性の多様性という部分の変更を求めます。	4	本計画は、令和4年7月に施行した埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づき策定される計画です。 条例第1条では、「性の在り方は男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である」としており、本計画で修正、変更できるものではありません。 性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	D
17	2	第1章 計画策定に当たって	1 計画策定の趣旨			LGBTQが暮らしやすい環境づくりや、性の多様性に関する社会全体の理解増進は大切なことなので、その為の啓蒙・教育・周知は必要と考えます。その際に、大前提としてLGBTQ(性的マイノリティ)を「性的指向(LGB)」と「性自認(TQ)」を明確に分けて考えていく必要があると考えます。	1	「性的指向」と「性自認」ごとに生活の様々な場面での困難があることから、それぞれに応じた暮らしやすい環境づくりや性の多様性に関する社会全体の理解増進などに取り組んでまいります。	C
18	2	第1章 計画策定に当たって	1 計画策定の趣旨			性自認という文言を削除してください。理由は今現在、性自認に定義がないからです。	18	本計画は、令和4年7月に施行した埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づき策定される計画です。 条例第2条では、「性自認」は「自己の性別についての認識」としており、本計画で修正、変更できるものではありません。	D

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
19	2	第1章 計画策定に当たって	2 計画の位置付け			「埼玉県男女共同参画基本計画」との関係はどうなりますか。計画で、安心して生活できる環境づくりや理解増進が書かれているので今後、関わりを検討していくことが必要です。なぜなら、LGBTQの人たちは、「男らしさ」「女らしさ」の呪縛と、人権侵害を二重に受けているからです。	1	埼玉県男女共同参画基本計画においても、施策の基本的な方向で「障害者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人への支援」を位置付けて推進しております。いただいた御意見を踏まえ、取組を推進してまいります。	C
20	3	第1章 計画策定に当たって	4 性の多様性に関する本県の状況			令和2年度の「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」において、性的マイノリティの全体に占める割合が3.3%というのはいかにも少なく感じます。実際は、ばらつきはあるものの人口の10%前後おられると言われております。恐らくまだ埼玉には、カミングアウトどころかアンケートすらも無力感、疑心暗鬼から答えられない人がたくさんいると思います。どうか県調査に加え、全国、または全世界の調査や取り組みも添えて示していただければと思います。	1	性の多様性に関する本県の状況として、県の調査結果を記載しております。今後の県の施策実施においては、国等の調査も参考にしております。	C
21	3	第1章 計画策定に当たって	4 性の多様性に関する本県の状況			令和2年度の県の調査結果である「地方自治体がすべき取組みとして、パートナーシップ制度の導入を求める(LGBTQ当事者:73.4%(当事者以外:46.8%))を加える。「県条例第11条(制度の整備等)」ではパートナーシップ・ファミリーシップ制度の整備等が明確に記載されているが、計画で一言も触れていないのは違和感がある(意図的に外していることが推察される)。加えて、県の調査結果でも、当事者が求めている行政施策がパートナーシップ制度であることを基本計画に盛り込むべきである。県が制度導入をしないと、市町村にパートナーシップ制度導入を促す一文があって然るべきではないか。同制度が県内全土へもたらすであろう象徴的効果が大いに期待できるものである。	1	いただいた御意見を踏まえて、「性的マイノリティへの配慮・支援で国や地方自治体がすべき取組」の県調査結果を追加させていただきます。 また、パートナーシップ制度については、基本方針Ⅲ「1 安心して生活できる環境づくりの推進」「⑥市町村への支援」において「市町村がいわゆるパートナーシップ制度の導入など性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施できるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。」と盛り込みました。	A
22	3	第1章 計画策定に当たって	4 性の多様性に関する本県の状況			「性の多様性に関する本県の状況」の全ての削除を求めます。アンケートについて、非常に誘導的であり公平な判断を損なわせていると考えます。性的指向と性自認は悩みの原因も表出する困難も別であるのに、同一の質問によって統計を取っていることは調査としての有意性がありません。	8	県の調査は、県内在住の18歳～64歳以下の方を住民基本台帳に基づく層化二段無作為方式により、県民15,000人を対象に、有効回収数5,606件の回答があったものです。LGBTQ(性的マイノリティ)について、県民の性的指向、性自認、心身の健康状態、経済状態、いじめ等の体験、行政へのニーズなどを伺い、施策立案を行うための基礎資料とすることを目的として実施いたしました。また、調査内容は、有識者等の御意見を踏まえて作成いたしました。	D
23	11	第1章 計画策定に当たって	4 性の多様性に関する本県の状況			LGBTQのための6種の取組の実施・検討状況に「性別を問わないトイレの設置や自認する性別での利用」という項目があります。自認する性別でのトイレの利用に関しては、特に女性を自認する身体男性が自認のみを理由として利用する事に大変な不安を感じています。なぜなら、性犯罪者の95%以上が男性であるという事を考えると、性犯罪者にトランスという隠れ蓑を与え、女性トイレに自由に入る事を許すことになるからです。明らかに身体男性が女性トイレに入って来ても通報することもできなくなり、性犯罪を未然に防ぐ事が出来なくなります。性犯罪は多岐にわたっており、盗撮や汚物入れ漁りなど、見つけることが難しいものもあります。このままでは、埼玉県は性犯罪者の温床になってしまいます。女性にとって治安が悪い県として評判が立てば、埼玉県から出ていくことも十分考えられます。	1	この内容は、企業における取組の状況をアンケート調査した結果の内容となっております。 なお、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」や基本計画の策定により、性自認が戸籍上の性より常に優先されるようになるわけではありません。性自認の多様性は尊重されるべきものですが、それを理由として、違法とされているものが合法になるわけではなく、犯罪が正当化されるものではありません。県有施設においても、今ある女性トイレを廃止したり、減らしたりすることを前提とするものではありません。 当然、女性や子供の人権も尊重されるべきと考えています。県では、条例の基本理念である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を計画の目標と定め、取り組んでまいります。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
24	15	第2章 計画の基本的な考え方	1 計画の目標			「性の多様性を尊重した社会づくり」の性の多様性を削除し、「あらゆる人の人権を尊重した社会づくり」に文言の変更を求めます。性の多様性とは、男女という二つの枠組みではない、ということが条例の文言の中にもありますが、科学的根拠に即せば、身体の性別は男女の二つのみです。科学的な根拠を無視して枠組みを取り払い、計画の目標を定めることは身体的弱者(女性や子ども)の安全を脅かしかねないと考えます。「性の多様性」ではなく、個人の人権といった考え方に基づいて計画を進めるべきだと考えます。また、「計画策定の趣旨」において、「誰もが活躍し共に生きる社会の実現」と述べられていることに則っても「あらゆる人の人権」と表現することが適切であると考えます。	7	「性の多様性」は埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例で位置づけられた考え方でもあり、県としては、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	D
25	15	第2章 計画の基本的な考え方	1 計画の目標			「～全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され」の「全ての人」の中に、女性を自認する女性の体を持つ人は入りますか？もし入るのならば、女性を自認する女性の体を持つ人の「多様性」は尊重されますか？人権と人権がぶつかり合う時があります。その場合、どちらか一方に強制的に我慢を強いてきたのが現状です。しかし、それを改善するために、また同じ事をしているのではないのでしょうか？犠牲者が交代しただけではないのでしょうか？差別を避けるあまり、差別を生み出していることになりませんか？差別の定義もはっきりしていないのに、片方の恐怖感と危険を一方向的に差別認定するとはとてもないことです。	1	「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」や基本計画の策定により、性自認が戸籍上の性より常に優先されるようになるわけではありません。性自認の多様性は尊重されるべきものですが、それを理由として、違法とされているものが合法になるわけではなく、犯罪が正当化されるものではありません。また、女性や子供の人権の尊重もされる必要があると考えています。 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条の、「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、性的指向又は性自認を理由として、不利益な取扱いをすることで、具体的には、性的指向・性自認を理由として、従業員を解雇することや、人権の観点から何人も行ってはならない相手の人格を否定する差別的な言動、誹謗中傷、SNS等での差別的な書き込みをすることなどを想定しております。それらを未然に防いでいくため、県民、事業者等の理解を深めるための必要な啓発を行ってまいります。 県では、条例の基本理念である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を計画の目標と定め、取り組んでまいります。	D
26	15,23,26	第2章 計画の基本的な考え方 第3章 計画の内容	2 計画の基本方針 基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実 基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 相談体制の充実		計画の基本方針Ⅱで、LGBTQや周囲の方という表現や基本方針Ⅱの現状と課題にある、LGBTQや周辺の方々という表現に違和感があります。LGBTQや周囲の人でいいのでは？そもそも、LGBTQという言葉は、LGBTQの人たちのことなのか、また、基本方針Ⅲの「現状と課題」にあるLGBTQ当事者との違いは何でしょう。「イ LGBTQの子どもや保護者」も、LGBTQの人の子ども、保護者でLGBTQの人とも取れる表現だと思います。	1	いただいた御意見を踏まえて、「LGBTQや周辺の方々」を「LGBTQや周辺の方」に修正させていただきました。	A
27	15	第2章 計画の基本的な考え方	2 計画の基本方針			計画の基本方針のLGBTQのQを削除してください。	1	本計画ではLGBTQは、性的マイノリティの総称として表記しており、Qについては、性の多様性の尊重を図る上で、クエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の人)と定義しております。	D

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
28	16	第2章 計画の基本的な考え方	3 計画の体系			基本方針 I の具体的施策2「性の多様性に係る人権教育の推進」の「人権」とは何なのかが曖昧です。昨今、「性自認」が女性であるトランスジェンダー当事者・トランス女性と、女性との間で、女性スペースの利用を巡る権利の衝突の議論が起こっています。もし、『性自認』を公共の場で尊重し、女性用トイレや更衣室、浴場などの女性スペースの利用は、この『性自認』に基づいて利用することへの理解などが、どんなときにも守られるべき当事者・トランス女性の「人権」として教育が行われてしまうならば、それは女性の人権との衝突をさらに加熱化させることとなります。それは、「権利」と「権利」の衝突が起きた際に考えるべき「公共の福祉」そして、そのなかで検討される「合理的配慮」といった事柄からです。「性の多様性に係る人権」というものが、新たにあるものとは思いません。これまでの人権教育のなかに、上記の問題についても含めていく、もしくは「人権」という言葉を削除し、「性の多様性に係る教育の推進」という文言に変更を願います。そして前述の通り、その教育内容において、意味や定義が曖昧な「性自認」について取り上げることは時期尚早と考えます。	5	多様な性のあり方に関しては様々な御意見がありますが、「性自認」は埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例で定義された考え方もあり、県としては、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	D
29	18	第2章 計画の基本的な考え方	4 計画の指標(にじいろ県民講座参加者、埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数)			計画の推進指標の1「にじいろ県民講座参加者数」と3「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の目標値が低すぎます。県の人口に比べて毎年度600人では理解は進みません。県内企業もいくつあるのか？本県の現状によれば、取り組みたい企業が40%になっています。性の多様性を尊重した社会づくりは、早急に進めなければならない課題として、目標値を高く設定し、力を入れるべきです。世界は、ずっと先に進んでいます。	1	にじいろ県民講座参加者数について、過去3か年の講座参加者数の実績を踏まえ、それを上回る成果を目指し、目標を設定しています。御意見を尊重し、更なる増加に努めてまいります。また、LGBTQの方が働きやすい職場づくりに関しては、法的な制度がないことからそのような取組を行う企業は大変少ないのが現状です。まずは、にじいろ企業研修に参加していただいた企業にアライチャレンジ企業に登録し、取組をはじめてもらうことで、同様の取組が県内の企業に広がることを目的としています。目標に向かい取組を進めることで、全ての人があらゆる場において性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会の実現を図ってまいります。	C
30	18	第2章 計画の基本的な考え方	4 計画の指標(性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合)			指標の定義の中のQの削除を求めます。	1	本計画ではLGBTQは、性的マイノリティの総称として表記しており、Qについては、性の多様性の尊重を図る上で、クエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の人)と定義しております。	D
31	18	第2章 計画の基本的な考え方	4 計画の指標(性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合)			外部講師による講演について、削除を求めます。昨今の男女平等という価値観とは逆行したジェンダー規範に基づく不適切な内容を指導する専門家の存在が指摘されています。また今現在、団体や講師について客観的に評価をすることができる仕組みも存在しないため、そのような中での実施は不適切であると考えます。	7	専門知識を有する外部講師による講演は、児童生徒の性の多様性に関する理解増進に有効となる場合が考えられ、計画の「性の多様性に係る人権教育の推進」の児童生徒に対する教育を実施する上で、いただいた御意見を参考に、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
32	18	第2章 計画の基本的な考え方	4 計画の指標(性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合)			トイレ等施設整備において、性の多様性に対応した新しい区分の設備の設置を願います。女性専用としてすでにあるものの排除はしないでください。	7	「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」や基本計画の策定により、性自認が戸籍上の性より常に優先されるようになるわけではありません。性自認の多様性は尊重されるべきものですが、それを理由として、違法とされているものが合法になるわけではなく、犯罪が正当化されるものではありません。全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
33	18	第2章 計画の基本的な考え方	4 計画の指標(性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合)			指標の定義・説明の図書館でのLGBTQコーナー設置については、外国の学校でLGBTQに関して性的表現が露骨である本が提供されたニュースがあり、どんな読み物を置くかは、中立派からしっかり調べてもらう方がいいと思います。賛否両論を呼ぶ説を決まった真実のように教えるのは良くないです。	2	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条で、「性自認」は「自己の性別についての認識」として定義しており、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を通じ全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	D
34	18	第2章 計画の基本的な考え方	4 計画の指標(性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合)			指標2「性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合」については、「どのような授業をやっているのか、やっていくのか」ということを事前に親へ十分通知をして認識していただく必要があると思います。現状で明らかにように「性の多様性」に関する授業を受けたことがない世代ばかりです。子供たちがどのような教材でどのような授業を受けてくるのか、親がきちんと知っておかないと、家庭で混乱する可能性が出てくると思います。家庭内でどのような影響が出てくるか、問題はないのか十分考えて進めなければならないと思います。教師の役割も極めて大変になってくると考えます。授業参観の科目として「こんな感じで教えているのか」「こんな感じで教わっているのか」と共有する場をつくるというのも1つの案と考えます。また、広く一般の人にも理解を推進していくのであれば、授業風景をSNS(モザイク)で視聴できるようにするのも1つの案と考えます。ただ、児童生徒たちに「正しい理解が深まる」のか、ということをもっと考えた方が良くと思います。思春期の児童に学校で「LGB/TQ」の授業を実施することが、逆効果となり差別意識を持たせてしまう可能性もあるのではないかと考えてしまいます。よって、過度な対応は必要はなく、外部講師による講演、図書館でのLGB/TQコーナー設置、トイレ等施設設備の表示工夫などは不要と考えます。	1	計画の具体的施策「性の多様性に係る人権教育の推進」の児童生徒に対する教育を実施する上で、いただいた御意見を参考に、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C
35	19	第3章 計画の内容				「LGBTQは」とひとくくりにして語られていますが本来、LGBは性的指向、Tは身体の違和など、Qはクィアと、別々の問題です。それぞれに細かに対応をすべきであって、LGBの問題の同性婚の話をここで混ぜるのは問題を分かりにくくします。差別や偏見をなくすためにLGBT教育を、と推進していますが、本当に差別や偏見をなくすためには、人権教育が必要です。それは誰かの特定の人の側だけから教えるものではなく、誰もが、ひとりひとりが大事な存在であり、生まれながらに侵されざる人権があること。義務を果たして人権があるのではなく、生まれ、そこにいて尊重されるべきという当たり前の人権教育が大切で、それがこれまでの教育では見落とされていたのではないのでしょうか。生きにくさも、この根本を見直してほしい。自殺や生きにくさのところで、マイノリティだから生きにくいではなく、尊重し、尊重される大切さを学ぶべきです。	1	「LGBTQ」はそれぞれで生活の様々な場面で困難があることから、それぞれに応じた取組を行うことで、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的として、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進してまいります。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
36	20	用語の解説				差別的取り扱い等の「下の行為」部分を「就職や住まいにおける差別を行うこと」と文言の削除・修正を求めます。正当な理由なく、とすることは広範囲に渡り、他の人権を侵害しかねないと考えます。その場合現段階で人権を侵害されやすい女性への差別が増長する可能性があります。	4	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条で定義している差別的取り扱い等に基づいて、記載しており、女性への差別を増長させるものではありません。 今後も条例の基本理念である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を計画の目標と定め、取り組んでまいります。	D
37	20	用語の解説				「差別的取扱い」の性自認を理由として不利益な取り扱いをするの意味がわかりません。性別ならまだしも「性自認」とは用語の解説から判断できるのは「自己認識」ということだけです。自称と何も区別ができるものではありません。自称している性別とは異なる扱いをしてはならないということでしょうか。公的にそういった「自称」を疑ってはならず、その通りに扱わなければならないとなったら女性専用の施設の安全が守られなくなります。『性自認』の文言削除を求めます。	2	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条では「何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。」と定義をしているところです。 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」や基本計画の策定により、性自認が戸籍上の性より常に優先されるようになるわけではありません。性自認の多様性は尊重されるべきものですが、それを理由として、違法とされているものが合法になるわけではなく、犯罪が正当化されるものではありません。また、当然、女性や子供の人権も尊重されるべきと考えています。 県では、条例の基本理念である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を計画の目標と定め、取り組んでまいります。	D
38	20	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発		「差別的取扱い等」の禁止をはじめ必要な啓発、の箇所の削除を求めます。性自認という言葉自体が非常に曖昧な概念であり、「性自認による差別」があったかどうかは完全に個人の感覚に委ねられるため、第三者による客観的な判断が不可能である。性自認とは単なる自称であり、非当事者が容易に悪用できてしまう穴だらけの概念であるため、とても危惧をしている。	4	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条の「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、性的指向又は性自認を理由として、不利益な取扱いをすることで、具体的には、性的指向・性自認を理由として、従業員を解雇することや、人権の観点から何人も行ってはならない相手の人格を否定する差別的な言動、誹謗中傷、SNS等での差別的な書き込みをすることなどを想定しております。それらを未然に防いでいくため、県民、事業者等の理解を深めるための必要な啓発を行ってまいります。	D
39	20	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発		差別的取扱いの禁止について(第4条)のQ&Aによると「具体的には、性的指向・性自認を理由として、採用時の内定を取り消すこと、従業員を解雇することや、人権の観点から何人も行ってはならない相手の人格を否定する差別的な言動、誹謗中傷、SNS等での差別的な書き込みをすることなどを想定しており、それらを未然に防いでいくことが求められます。」とありますが、法律的には差別的取扱いに誹謗中傷やSNSの書き込みは入らないはずなので訂正してもらいたいと考えます。「差別」の範囲が拡大されると、言論統制につながるおそれがあるのではないのでしょうか。	2	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条の「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、性的指向又は性自認を理由として、不利益な取扱いをすることで、具体的には、性的指向・性自認を理由として、従業員を解雇することや、人権の観点から何人も行ってはならない相手の人格を否定する差別的な言動、誹謗中傷、SNS等での差別的な書き込みをすることなどを想定しております。SNS等であっても他人の尊厳を傷つけるような内容であれば、人権侵害にあたる場合もあります。それらを未然に防いでいくため、県民、事業者等の理解を深めるための必要な啓発を行ってまいります。	D

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
40	20	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性 に関する理解 の増進	1 県民や 事業者等へ の意識啓発		LGBの方が性的指向を理由にからかいを受けたり、差別にさらされたりすることを防ぐために、県として理解増進や相談体制の強化に取り組むことは、多くの方の生きやすさにつながると思います。ぜひ進めていただきたいです。	1	御意見を踏まえ、「基本方針 I 性の多様性に関する理解の増進」を進めてまいります。	B
41	20	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性 に関する理解 の増進	1 県民や 事業者等へ の意識啓発		「差別的取扱い等」の禁止を明言していただけるのはありがたいです。ただ、「禁止」と言うことには強い反発が予想されます。推測ですが、反発する人は「今度は自分が差別者だと非難され、迫害される」と考えるのでしょう。なのでどうか、差別した人に対して、どの点が差別でどう改善すればいいのかを教え、その後また社会に迎え入れる、というロードマップを具体的に示していただきたいです。差別の指摘・条例に基づく処置(処罰含む)→教育→社会復帰、という事を赦す、優しい埼玉であってほしいです。	1	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条の「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、性的指向又は性自認を理由として、不利益な取扱いをすることで、具体的には、性的指向・性自認を理由として、従業員を解雇することや、人権の観点から何人も行ってはならない相手の人格を否定する差別的な言動、誹謗中傷、SNS等での差別的な書き込みをすることなどを想定しております。それらを未然に防いでいくため、県民、事業者等の理解を深めるための必要な啓発を行ってまいります。	C
42	20	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性 に関する理解 の増進	1 県民や 事業者等へ の意識啓発		「差別的取扱い等」の禁止とあるが、差別ではなく区別は必要であることを理解していないように思える。LGBTQに配慮するあまりに、女性の人権が脅かされることはあってはならない。この条項を記載するならば、その前に基本的人権(特に性被害にあいやすい女性や子供の)と安心を県として守ると明記してほしい。	2	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条の「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、性的指向又は性自認を理由として、不利益な取扱いをすることで、具体的には、性的指向・性自認を理由として、従業員を解雇することや、人権の観点から何人も行ってはならない相手の人格を否定する差別的な言動、誹謗中傷、SNS等での差別的な書き込みをすることなどを想定しております。それらを未然に防いでいくため、県民、事業者等の理解を深めるための必要な啓発を行ってまいります。 また、当然、女性や子供の人権の尊重もされる必要があると考えています。 県では、条例の基本理念である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を計画の目標と定め、取り組んでまいります。	D
43	20	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性 に関する理解 の増進	1 県民や 事業者等へ の意識啓発		対象に県議会議員、市区町村議員を含めてください。政治家による人権侵害や差別をなくすよう取り組むべきと考えます。	1	計画の具体的施策「性の多様性に関する理解の増進」を進めていく上で県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度等の周知により、性の多様性に関する理解増進を図ってまいります。 なお、県議会議員、市区町村議員についても、広く県民に含まれるものです。	C
44	21	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性 に関する理解 の増進	1 県民や 事業者等へ の意識啓発	④性の多 様性に関 する情報 発信・実 態把握な どの実施	この意見募集を、Twitterで他県の方のツイートで知りました。また、サイトマ 人権ポータル のTwitterア カウ ントをフォ ローして いますが、 様々な取 組みがあ るのに発 信数が非 常に少な いと感じ ます。こ の基本計 画につい ても積極 的な発信 をお願い できれば と思いま す。大野 知事のわ かりやす く丁寧な 発信にコ ロナ禍 では救わ れる思い でした。 そのお力 を、ここ らにもぜ ひふるっ ていただ きたいと 思いま す。	1	計画の具体的施策「県民や事業者等への意識啓発」の性の多様性に関する意識啓発を進めていく上で、SNS等を活用して県民、事業者等に対し、計画を始め広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の増進を図ってまいります。	C
45	21	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性 に関する理解 の増進	2 性の多 様性に係 る人権教 育の推進		「性自認..一人一人異なり、そのことは尊重すべきものであるとの正しい理解を深める教育」の「性自認」という言葉の削除を求めます。	5	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条で、「性自認」は「自己の性別についての認識」として定義しており、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を通じ全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
46	21	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進		県内すべての学校(特に県立学校)において、講演会等(児童・生徒を対象にしたものと、教職員・保護者を対象にしたものそれぞれ)を実施してください。その際、特に学校においては、独自の予算をつけることが難しい現状があります。他の自治体では、たとえば東京都では「東京都人権啓発センター」が、神奈川県川崎市では「川崎市教育委員会」が、費用を負担して講師を招聘している例があります。県の予算でそうした取り組みを推進できるというのではないのでしょうか。	1	計画の具体的施策「性の多様性に係る人権教育の推進」の児童生徒に対する教育を実施する上で、いただいた御意見を参考に、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C
47	21	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進		「個人を尊重した人権教育」との置き換えを求めます。一人一人異なる性的指向や性自認を尊重する、とするのではなく個人を個人のまま尊重する教育をすすめていけば、それは自ずと性的指向や性自認の尊重につながります。これは、我が国の憲法が人権を保護するにあたって、個人の尊重を第一としていることから発想しています。	1	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条で、「性自認」は「自己の性別についての認識」として定義しており、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を通じ全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	D
48	21	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進		性的指向は一人一人異なり、そのことは尊重すべきものである。また性自認は自由であるが、生物学的には変更できるものではなく、他人に自認を強要すべきではないとの正しい理解を深める教育を推進します。	1	計画の具体的施策「性の多様性に係る人権教育の推進」の児童生徒に対する教育を実施する上で、いただいた御意見を参考に、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C
49	21	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	TQに関しては、ジェンダー規範を強化しかねないという点で注意が必要だと感じています。海外の事例に見られるように児童生徒に「ピンクが好きなら君は女の子」「サッカーが好きならあなたは男の子」と教えるようなことにならないよう、教育者側の意識向上が求められます。	1	計画の具体的施策「性の多様性に係る人権教育の推進」の児童生徒に対する教育を実施する上で、いただいた御意見を参考に、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C
50	21	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	包括的性教育(リプロダクティブヘルス&ライツ、セクハラ、性被害など)の実施を書き加えてください。性教育なしには、性の多様性を正しく理解することはできません。	1	学校における性に関する指導は、これまで学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて行っております。 具体的には、保健の授業において、思春期に起こる生殖機能の成熟などの体の変化、及び成熟に伴う心の変化に関連して、相手を理解したり、尊重したりすること、性情報への対処など適切な態度や行動の選択とその責任感などについて学習します。いただいた御意見を参考に、引き続きこれらの指導を行う教育や男女平等に関する人権教育などを行ってまいります。	C
51	21	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	家庭環境により不安定な精神状態にある子供の場合、「男の子が欲しかった」等と親が日ごろから口にしていると、自分の性別はあるべき姿ではないと思いつくようになり性自認が揺らぐこともあります。本人の意思による決定権は成人以降においては尊重されるべきです。しかし、海外においても若いころに性転換手術を実施し、成人してから後悔してしまう事例もあるため、LGBTQの教育に関しては慎重に行うべきだと思います。	1	計画の「性の多様性に係る人権教育の推進」の児童生徒に対する教育を実施する上で、いただいた御意見を参考に、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
52	21	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	科学的根拠のない考え方を子どもたちへ教えることに反対です。どこの宗教にも属していない公立の学校で特定の宗教的ともいえる考え方を教えるなんて保護者が知ったら黙っていないかと思われます。ほかの授業とも矛盾や性教育への悪影響が考えられます。 性犯罪に巻き込まれるようになったというケースもあります。授業で教えることはあくまでもそういう人がいる、ということまでで事実と反することを教え込むなんてことがないようにしてください。LGBT団体だけが主導するのではなくPTAや人権団体や倫理委員会などがきちんと問題がないか確かめられる体制をとってください。	1	「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」や基本計画の策定により、性自認が戸籍上の性より常に優先されるようになるわけではありません。性自認の多様性は尊重されるべきものですが、それを理由として、違法とされているものが合法になるわけではなく、犯罪が正当化されるものではありません。全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
53	21	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	T/Qについて、賛否両論を呼ぶ説を一般に認められている説として教えるのは生徒の最良の利益にはなりません。「性別(つまり男女)は連続的(スペクトラム)であり、二つの生殖の分類だと信じてはだめ」と子供に教えるべきではありません。	2	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条で、「性自認」は「自己の性別についての認識」として定義しており、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を通じ全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	D
54	22	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	③家庭、地域社会における学習機会の提供	県民講座にとどまらない、中高年齢層が広くアクセスできるような、社会教育の充実を。 具体的には、図書館の収蔵書籍の充実。地方自治体の多くの図書館が予算削減で県民からの要望に応えられない状況がある。知る権利保障のため、LGBTQ関連書籍や参考書で学びたい当事者や広く県民全体のために、各自自治体への予算を補助できないか。むろん、県立図書館で充実させた上で各地域の図書館に配本できるシステムも更に充実させてほしい。	1	厳しい財政状況で予算補助は困難ですが、県立図書館で所蔵している図書は相互貸借という形で各市町村立図書館等で取り寄せが可能で、図書館サービスの充実を図る上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	E
55	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実		Qの削除を求めます。関係相談機関の明示をしてください。LGBT当事者団体であればどこでも良いのではなく、ここで精査をしていただくよう求めます。	1	本計画ではLGBTQは、性的マイノリティの総称として表記しており、Qについては、性の多様性の尊重を図る上で、クエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の)と定義しています。 計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に専門相談である「にじいろ県民相談」を始め、他の機関と連携を進め相談体制の充実を図ってまいります。	D
56	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実			相談体制については民間団体にも委託すると思うが、公金が使われているにもかかわらず団体の会計監査が行われない、契約過程も不明、というような杜撰な管理体制で行われないようにしていただきたい。	1	相談体制の実施に当たって委託契約を締結する際には、県の財務規則を踏まえるとともに、財務状況も確認の上、契約しております。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
57	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実		「若年層に対する性的マイノリティの居場所づくりの検討を行う」を新設してほしい。調査結果においても若年層の当事者は学校や生活において困難に直面しているため、若年層を対象にして、多様な性について気軽に語り合える居場所を提供する必要があると考える。	1	計画の具体的施策「相談体制の充実」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
58	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実		当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関に繋ぐことにより、性的指向や性自認に関する相談者の悩みや不安を解消の削除を求めます。「性自認」という概念は非常に曖昧なものであり、安易に助言できるものではないです。不適切な助言がなされる可能性があります。	1	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条では、「性自認」は「自己の性別についての認識」と定義しています。 計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、専門相談である「にじいろ県民相談」を始め、他の機関と連携を進めて相談体制の充実を図ってまいります。	D
59	23 25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実 2 県内相談機関への支援		相談体制の充実の内容は分かるが、「県民向け相談の実施」と「学校における相談の実施」と「事業者向け相談の実施」はそれぞれ別々としては結構だが、相談する窓口が分かりにくく、相談しづらい環境がある。「県内相談機関への支援」についてもどこで相談機関を利用できるかが具体的に書かれていない。もう少し、性的少数者の当事者が分かりやすい県民向け相談、学校における相談の実施、事業者向け相談の実施を広報してください。また、相談機関への利用する場所を情報に埼玉県ホームページに載せてください。不安やネットワークの構築をしてもらわないと困る。埼玉県は責任を持ってしっかりしてほしい。	1	計画の具体的施策「相談体制の充実」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に分かりやすい相談窓口の広報を図ってまいります。	C
60	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実		子供、若者、労働者への対策はありましたが、高齢者への取り組みが書かれておりません。独身が多い事や同性パートナーがいても家族とみなされない問題は介護や財産保護にも関わってきます。若い頃からの孤独で精神を病む方も多いです。高齢であるほど古い価値観に苦しめられ、周囲や公共機関にも相談できず孤立するのです。そんな高齢LGBTQの方の対策(LGBTQについて「身近にもいる」という周知、法的な相談・情報提供や精神カウンセリング等)があってもよいのではないのでしょうか？	1	専門相談である「にじいろ県民相談」は世代に関わらず相談を受け付けているところです。計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に「にじいろ県民相談」を始め、他の機関と連携を進めて相談体制の充実を図ってまいります。	C
61	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実		「LGBTQ+相談案内カード」の配布について例えば、学校に配布していても設置場所の問題があります。ただ置いていても、センシティブなことなので取りたい生徒がいても手にできません。トイレや保健室への設置場所のアドバイスはしていますか？それから、性別違和は割と幼少期からはじまる子供もいます。幼稚園・保育園への設置をお願いしたいです(この場合は、親が手にできる所への設置)。その他、養護施設・ファミリーフォーム・更生保護施設・子ども食堂・病院など、くまなく置いていただけると有難いです。そして、半年に一回は設置状況を確認してください。	1	計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に相談案内カードの設置場所の工夫を図ってまいります。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
62	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実		「助言の実施又は適切な支援機関に繋ぐ」の文言を削除 定義自体が曖昧な性自認について第三者から適切な助言を得られないと思うため。	10	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条では、「性自認」は「自己の性別についての認識」と定義しています。 計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、専門相談である「にじいる県民相談」を始め、他の機関と連携を進めて相談体制の充実を図ってまいります。	D
63	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実		理解の増進を図る啓発・教育・制度の周知は大切なことなので賛成です。 具体的施策に、「助言の実施又は適切な支援機関に繋ぐ」とありますが、どのような方が助言をするのか、どのような支援機関に繋ぐのか、その選定方法は、経費(会計)はどうなるのか、その実施状況、実施結果、など詳細をしっかりと開示できるようにしておく必要があると思います。	2	計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に専門相談である「にじいる県民相談」を始め、他の機関と連携を進めて相談体制を充実してまいります。	C
64	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施	困っている方のために専門相談の実施はいいのですが、狭いイデオロギーで反応するなら、問題の本当の理由は誤解される可能性が高いです。その人たちの声も聞いて、どうやって苦しまないようにサポートするべきかを考えて欲しいです。	1	計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に専門相談である「にじいる県民相談」を始め、他の機関と連携を進めて相談体制を充実してまいります。	C
65	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施	専門機関につなぐといっても、例えば性別違和・性別不合の診断ができる医療機関はほとんどありません。対象が子どもとなればなおさらで、都内の病院も初診までに半年かかることはザラです。しかしもともとこの分野においては、埼玉医科大学が先駆者的存在でした。埼玉医科大学をはじめ、県内の医療機関と連携して、専門性をもった医師(特に診断・治療・手術のできる医師)の養成にも注力してください。	1	性同一性障害の診断及び治療については、現在、日本精神神経学会がまとめたガイドラインに基づき診断と治療が行われています。 専門相談である「にじいる県民相談」などを通じて、相談者の悩みや不安を解消してまいります。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
66	24	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施	女性専用のシェルターや母子寮も入所の条件が厳しく、8～9年ほど前の時点でもDV被害から逃げる際、ビジネスホテル滞在を数日経ないと民間シェルターにもたどり着けなかった。また母子寮はにべもなく断られ学齢期の子と共に絶望的な気持ちになった。民間の地域資源も予算も乏しいことを当時思い知ったし、県外で充実しているかというところでもないということが同じ被害を受けてきた女性の話から伺いしれた。だから、性別などで入所を断られる、門前払いをされる、ということは容易に想像でき、人的にも、予算的にも、別途力を入れないとならない分野ではないかと考える。相談支援もぜひ丁寧に行っていただきたい。性暴力、性被害、モラルハラスメントを受ける確率がセクシャルマイノリティに顕著であることがアンケートやその他の統計からも明らか。一方でトランスジェンダーの被害は多いのにまるで加害をする可能性が高いかのような流言があり、一般にそのようなデマが浸透してしまえば、まったく生きのびる道が閉ざされてしまう。施設設計の段階からの差別のない運営の在り方を急いで協議、研究し実践して欲しいです。予算や受け入れ/利用可能者人数、新施設数など数値目標を掲げて欲しいです。民間のボランティア活動に全面的に頼って運営している状況を変えて欲しいと思っています。	1	計画の具体的施策「相談体制の充実」、県民向け相談の実施を進めていく上で、御意見を参考にまいります。	C
67	24	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施	自殺防止に向けた相談の実施を県内相談機関への再構築にしていだきたい。県民向け相談窓口を増やし、性の多様性を尊重する相談できる場所と自殺防止に向けた相談できる場所を統合してください。	1	計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に専門相談である「にじいろ県民相談」を始め、他の機関と連携を進めて相談体制を充実してまいります。	C
68	24	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施	「自殺防止に向けた相談の実施」の文中のQの削除を求めます。	1	本計画ではLGBTQは、性的マイノリティの総称として表記しており、Qについては、性の多様性の尊重を図る上で、クエスチョニング（性の在り方を決めていない、決められない等の人）と定義しています。計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、専門相談である「にじいろ県民相談」を始め、他の機関と連携を進めて相談体制を充実してまいります。	D
69	24	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	②学校における相談の実施	子どもの人権侵害の恐れがあると考え、文言の削除を求めます。	5	計画の「相談体制の充実」の学校における相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に、教育相談体制を整備してまいります。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
70	24	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい 体制の充実	1 相談体 制の充実	②学校に おける相 談の実施	「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。」とあります。是非とも推進いただきたいです。加えて、当事者団体との連携を強化していただきたいです。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといえど、SOGI関連のことに詳しいとは限りません。適切な体制を整え、適切な対応をするためには、当事者の目線が欠かせないからです。また同様の理由で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの定期的な性的マイノリティに関する研修の実施もお願いします。まずは当事者団体等が実施するワークショップやシンポジウムへの参加推奨というような形でもいいと思います。	1	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象とした研修において、いただいた御意見を参考に、「SOGI」に関する内容を取り入れるなど、専門職等の資質向上を図り、今後も教育相談体制の充実に努めてまいります。	C
71	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい 体制の充実	1 相談体 制の充実	④苦情処 理の在り 方の検討	苦情処理のあり方の検討の文言の削除を求めます。「性自認」という言葉は意味や定義が曖昧で一定ではありません。苦情処理窓口等の設置は、そのような、判断基準の曖昧な「性自認に基づく差別」ということがらによって、女性や子どもの人権を求める声を萎縮させてしまう可能性があります。よって、苦情処理窓口等の設置は不適切であると考え、文言の削除を求めます。	15	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条では、「性自認」は「自己の性別についての認識」と定義しています。また、女性や子供の人権の尊重もされる必要があると考えています。全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的として、今後、苦情処理のあり方を検討する上で、御意見を参考にさせていただきます。	D
72	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい 体制の充実	1 相談体 制の充実	④苦情処 理の在り 方の検討	相談先がLGBTQを支援する団体だと女性の人権へ配慮がされず、身体的弱者が委縮するのではと不安です。中立で専門的な相談先を望みます。	6	相談機関の選定に当たっては、企画提案競技により御応募いただいた事業者に対して、審査委員会を設置し、その選定基準の下、厳正なる審査を踏まえています。今後も、公正な選定を図ってまいります。	C
73	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい 体制の充実	1 相談体 制の充実	④苦情処 理の在り 方の検討	民間事業者や施設への圧力となり、管理者の意見よりクレームの意見が重視されてしまう可能性を憂慮します。	1	全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的として、今後、苦情処理のあり方を検討する上で、御意見を参考にさせていただきます。	C
74	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい 体制の充実	1 相談体 制の充実	④苦情処 理の在り 方の検討	「苦情処理委員会の設置に向けた検討」に変更する。この課題が昨今急速に可視化されたのに比例して、LGBTQ当事者に対する不当な攻撃も急増している。「苦情処理委員会」を設置することにより、苦情やハラスメントの原因追及と要因分析が可能となり、その後の再発防止につながる事が期待できる。埼玉県男女共同参画条例にある苦情処理委員会や、豊島区の苦情処理委員会も参照のこと。	1	全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的として、今後、苦情処理のあり方を検討する上で、御意見を参考にさせていただきます。	C
75	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい 体制の充実	2 県内相 談機関へ の支援	②県内相 談機関 ネット ワークの 構築	県として「にじいる県民相談」を実施してくださっていることは大変ありがたいです。一方で、県内の市町村は、一部(鴻巣市等)をのぞくと専門相談窓口のない地域がほとんどです。より地域に密着した相談体制を構築してください。	1	計画の具体的施策「県内相談機関への支援」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に専門相談である「にじいる県民相談」を始め、他の機関と連携を進めて相談体制の充実してまいります。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
76	26	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり			LGBTQのQの削除を求めます。	2	本計画ではLGBTQは、性的マイノリティの総称として表記し、Qについては、性の多様性の尊重を図る上で、クエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の人)と定義しております。	D
77	26	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり			現状と課題「自らの性的指向や性自認だけでなく、自分自身そのものを、あるいは生き方を否定されているという気持ちに陥りやすい」の文章の削除を求めます。当事者が「性自認を否定されているという気持ちに陥る」原因は、「性自認」という概念自体が曖昧であり、それゆえ認識を共有すること自体に難しさがあることが大きな要因であると考えます。	5	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条では、「性自認」は「自己の性別についての認識」と定義しています。また、令和2年度に実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」では、最近1か月間のこころの状況や、精神的に追い込まれた経験等についてみると、性的マイノリティは性的マイノリティ以外と比べ、自己否定感が強い方や精神的に追い込まれた経験のある方が非常に多いことがわかっております。 性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	D
78	26	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり			LGBTQの人々が暮らしやすくなる代わりに、女性や子供が暮らしにくくならないようにすべきです。性の多様性に配慮は理解できますが、配慮しすぎて、他の人たちが暮らしにくくっては本末転倒です。	2	女性や子供の人権も尊重される必要があると考えています。 県では、条例の基本理念である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を計画の目標と定め、計画の基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくりを進めてまいります。	C
79	26	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり			「LGBTQが安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進する」とありますが、具体的政策として「県単位でのパートナーシップ制度の導入」を追加することを求めます。	20	パートナーシップ制度は、生計を共にされるLGBTQの方の権利や身分に、何らかの効果が生じるものではないことから、実効性のある取組を進めていくことが必要です。 そこで、県では、パートナーシップ制度の有無に関わらず、県が所掌する権利や身分に関する県の制度や手続きについて、事実婚を認めている場合には、同性パートナーにも同様に適用できるか検討し、見直しを進めています。また、こうした取組が市町村や企業へ広げてもらうよう、働き掛けを行っていきます。 なお、パートナーシップ制度は、婚姻関係に相当する制度であるため、戸籍法の事務を行う市町村が担うことが相応しいと考えています。そこで、県では、今年度、新たに性の多様性に関する県と市町村との連携会議を立ち上げ、市町村の取組を支援していきます。	D

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
80	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進	「合理的配慮指針」に女性の安全や人権に配慮という文言を入れてほしいです。更衣室やトイレなどの施設は、見た目とは関係なく、自認ではなく身体の性別に従って利用することを今後も徹底するようにお願いします。皆が利用しやすいように「だれでもトイレ」が増えることは歓迎します。ただ、トイレ・更衣室・浴室などの施設を改修・新設の際には、女性専用のエリアがきちんと確保されることを切に願います。	27	「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」や基本計画の策定により、性自認が戸籍上の性より常に優先されるようになるわけではありません。性自認の多様性は尊重されるべきものですが、それを理由として、違法とされているものが合法になるわけではなく、犯罪が正当化されるものではありません。 「埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針」では、県有施設において、女性トイレ、男性トイレとは別に、性別に関わらず誰でも使用できる、いわゆるオールジェンダートイレの設置を検討することを定めていますが、女性の安全や人権に配慮し、今ある女性トイレを廃止したり、減らしたりすることを前提とするものではありません。こうした「性の多様性への合理的な配慮に係るトイレ設置の考え方」について県ホームページにその内容を掲載しているところです。 計画の「性の多様性への合理的配慮指針を踏まえた県の事務事業の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
81	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進	トイレや公衆浴場は「生物学的」男女別であるべきです。県のホームページには入浴施設は戸籍性別で入る旨が記載されていますが、そもそも広く県民に了承されていません。	1	現在、県ホームページで性の多様性を尊重した社会づくり条例のQ&Aでは、自らの性自認は尊重されるべきものですが、どんな場合でも性自認が戸籍上の性別に優先されるということにはなく、性の多様性の尊重を理由に、犯罪が正当化されるものではありません。 なお、この考え方については、県HPにも掲載しております。 今後も、県ホームページ等で条例等の考え方を説明してまいります。	C
82	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進	合理的配慮指針は計画策定後に策定されるものと読めるにもかかわらず、この3月に策定されるものとなっているのか、不明である。性別把握を「行わない」ものとし、「例外」を挙げるというやり方の妥当性について議論をしなかったこの会議は、慎重さを欠いており、国のいう「拙速な対応」の実例となっている。埼玉県は、この「指針案」の策定について、撤回し、より慎重な議論を行うべきであるので、それを求める。	1	合理的配慮方針は、令和5年3月に策定しておりますので、御意見を踏まえて、その旨修正いたしました。 「埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針」は、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第10条の規定に基づき、埼玉県が実施する事務事業において講ずべき合理的な配慮について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものです。 また、性別の把握は、把握する必要性がないものは、把握をしないようにし、男女共同参画の推進上の必要性など必要があるものは、引き続き、性別の把握を行うように県の方向性を定めたものです。 いただいた御意見は、計画の「性の多様性への合理的配慮指針を踏まえた県の事務事業の推進」を進めていく上で、参考にさせていただきます。	A

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
83	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進	既存の更衣室や浴(室)などについて可能な限り性別にかかわらず使用できるエリアを設ける。新しく施設などを新設するときは、性別にかかわらず使用できるエリアの設置を検討する。	1	今後、性の多様性への合理的配慮指針を踏まえた県の事務事業の推進を進める上で、御意見を参考にさせていただきます。	B
84	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進	「福祉のまちづくり条例」推進協議会、福祉政策課、建築安全課などとの共同で、福祉のまちづくり条例にセクシャルマイノリティの観点を入れ、誰でも利用しやすい施設の整備促進をしてください。セクシャルマイノリティ含めたすべての県民が安心して生活し、等しく社会参加することができる地域社会を実現してください。同協議会委員に、必要なだけの「性の多様性」についての研修機会を設けてほしい。平成7年に施行された埼玉県の優れた条例を足掛かりにしながら、新たにハード面にトランスジェンダーやノンバイナリーなど出生時に割り当てられた性別に不同調な人にとってのバリアフリー化を盛り込み、県立の建物、公共施設などから早急に予算化を進めてほしい。埼玉県が特に優れた先進モデル自治体例となりうるし、ぜひ実現してほしい。なによりも現在、現実トイレや公共施設で不便や不安を抱えながら日常を送らねばならない特に性別不合/トランスジェンダー当事者の存在が「まちづくり」のデザインに想定されていない問題を解消する必要があると考える。ハード面だけでなくバリアフリー化を進めてほしい。	1	公共施設内のスペースについては、性の多様性を尊重しつつも男性、女性、高齢者や障がい者といった様々な利用者への配慮を十分に行っていくことが必要であると考えております。 今後、性の多様性への合理的配慮指針を踏まえた県の事務事業の推進を進める上で、御意見を参考にさせていただきます。	C
85	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	性自認に関してですが、第二次性徴と重なる10代のうちは特に性自認がゆるぎやすい場合があり、海外では学校のカウンセラーがトランス権利団体に10代の生徒を紹介し、問題になっているケースもあります。	1	学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
86	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	LGBTQはもちろんですが、現状としてないがしろになりやすい女子児童の安全等についても阻害されないようにしてください。	2	「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」や基本計画の策定により、性自認が戸籍上の性より常に優先されるようになるわけではありません。性自認の多様性は尊重されるべきものですが、それを理由として、違法とされているものが合法になるわけではなく、犯罪が正当化されるものではありません。全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
87	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	男女別学の学校におけるトランスジェンダー生徒の性自認に基づく受け入れはせず、身体性別に基づいて入学を許可すべきだと考える。また共学校においても、身体性別に基づく更衣室やトイレの区分を徹底すべきである。	1	「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」や基本計画の策定により、性自認が戸籍上の性より常に優先されるようになるわけではありません。性自認の多様性は尊重されるべきものですが、それを理由として、違法とされているものが合法になるわけではなく、犯罪が正当化されるものではありません。全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
88	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	児童や生徒に性的マイノリティが存在する場合は想定されていますが、性的マイノリティを親や家族に持つ児童や生徒もいます。同性カップルに養育される子どもなどが想定できます。そうした児童や生徒への配慮も必要です。	1	学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
89	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	制服の自由化を。体育着など学校指定装の男女別を規定しないでください。二元的(バイナリー)な現況では教育自体からこぼれ落ちる子どもがいます。当事者教職員の就業環境の改善も目指すことで、教育を受ける当事者も教育への安心や信頼度が増すと考えます。	1	性の多様性を尊重する観点から、生徒が自分の意志で制服を選択できるようにすることは大切であると捉えており、特に女性の制服がスラックスとスカート双方が普及している社会も踏まえ、このたび全ての県立高校で、女子用制服についてはスラックスとスカートの選択ができるようにしたところです。制服の指定を含めた校則は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているかどうかを、学校の教育目標を踏まえて各学校長が適切に定めることとなっております。いただいた御意見を参考に、県教育委員会では、各県立学校の校則の制定及びその運用が適切になされるよう指導するとともに、市町村教育委員会に対しては、県立学校の取組状況を情報提供してまいります。	C
90	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	男女別授業の見直し、廃止を。県立高校入試の際の性別表記の見直し、廃止を。自認の性に応じた学校トイレの使用(ただし、カミングアウトを強制しない。必要に応じて早急に、また、新設、増改築する場合など、オールジェンダートイレ、多目的トイレの充実を図ってほしい。月経や身体の事情などで「生理用ナプキン」を必要としている人のために、学校トイレ無償配布してほしい。整列方法、式典などでのジェンダーバイアスをなくしてほしい。	1	これまでも、男女別名簿や県立高校入試の際の性別表記については、廃止しているところです。今後も、いただいた御意見を参考に、学校における性の多様性への配慮を進めてまいります。	C
91	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	学校の女子トイレを維持してください。トランスジェンダーの方々のためにオールジェンダートイレを新設しそれを増やして下さい。害意を持った男性とトランス女性を判別するすべはありません。トランス女性と生物的女性の共存のために生物的女性女性のスペースを維持してください。	1	「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」や基本計画の策定により、性自認が戸籍上の性より常に優先されるようになるわけではありません。性自認の多様性は尊重されるべきものですが、それを理由として、違法とされているものが合法になるわけではなく、犯罪が正当化されるものではありません。全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
92	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	「イ LGBTQの子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します」については、学校に特定の支援団体が介入するはない。行政が保護者の賛成や理解もないまま学校という場に特定の団体を介入させるのはおかしい。	1	計画の具体的施策「安心して生活できる環境づくりの推進」の学校における性の多様性への配慮を進めていく上で、いただいた御意見を参考に、環境づくりを推進してまいります。	C
93	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	「イ LGBTQの子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します」は、上記の削除を求めます。「性自認」という概念は非常に曖昧なものであり、安易に助言できるものではないです。不適切な助言がなされる可能性があります。また「適切な支援機関」とありますが、子供や女性の人権について理解がない支援機関も存在しています 学校で性的マイノリティ(LGB)について知る、学ぶ機会が設けられることについては賛成ですが、TやQ、+についてはそれぞれが何を意味するのかの明確化が必要ですし、明確にしたところで適切な教え方ができるのか、適切に伝えられるのか、しっかりと吟味すべきです。そもそも学校ではその性別違和の原因になっている“男性とはこうあるべき”、“女性とはこうあるべき”という固定観念を払拭することからはじめるべきです。そういった「そもそも」をずっとばし、悩める子どもたちに性的マイノリティのラベルを貼るような行為には断固反対です。	11	計画の具体的施策「安心して生活できる環境づくりの推進」の学校における性の多様性への配慮を進めていく上で、いただいた御意見を参考に、環境づくりを推進してまいります。	C
94	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	④防災対策における性の多様性への配慮	「④防災対策における性の多様性への配慮」についての削除を求めます。災害時は現場の混乱もあり、また避難所に集まった人々で運営がなされるため、安全に対する取り組みが十分行われる確証もありません。	8	県では、リーフレット「男女共同参画の視点を取り入れた『みんなが安心できる避難所運営』のすすめ」を作成し、災害時における女性や子供のニーズを踏まえ、女性トイレや女性更衣室、女性用休養スペースや物干し場や、さらには乳幼児連れ、女性のみで世帯の専用スペースなどを設けるよう、市町村や関係団体などに働き掛けています。 避難所運営に当たっては、こうした女性のニーズに配慮した上で、性の多様性の尊重も図っていけるよう進めてまいります。	D
95	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	④防災対策における性の多様性への配慮	避難所運営においては、性の多様性に配慮し、災害時に性被害に遭う可能性の高い女性の安全を損なう事のないよう女性スペースは確保した上で設置・運営を行います。	9	県では、リーフレット「男女共同参画の視点を取り入れた『みんなが安心できる避難所運営』のすすめ」を作成し、災害時における女性や子供のニーズを踏まえ、女性トイレや女性更衣室、女性用休養スペースや物干し場や、さらには乳幼児連れ、女性のみで世帯の専用スペースなどを設けるよう、市町村や関係団体などに働き掛けています。 避難所運営に当たっては、いただいた御意見を参考に、女性のニーズに配慮した上で、性の多様性の尊重も図っていけるよう進めてまいります。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
96	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	④防災対策における性の多様性への配慮	計画(案)でも触れられているが、GenderIdentityを尊重し、条例第4条にうたわれている、差別的取扱い等の禁止を遵守してください。2011年の地震のような大きな災害はいつ来るかわからず、その時に混乱しないよう、また、「差別はいけない」という観点を大切にこの条例の計画案を着実にすすめてください。子育て経験も、男性からの暴力やハラスメント被害も受けたい女性としても、トランスジェンダー差別はどうしてもやめて、真面目に、県民みなが安心安全な社会を作る必要があると切実に思っています。女性の権利とトランスジェンダーの権利が衝突すると主張する方々がいらっしゃるようですがそのような概念が成り立つとは考えにくいです。LGBTQやその家族らが避難を躊躇う状況が想定されるような計画をすすめることは絶対にやめてください。大切な家族を失ったりすることが考えられるのでどうしてもお願いしたいです。	1	県では、条例の基本理念である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を計画の目標と定め、防災対策における性の多様性への配慮についても取り組んでまいります。	C
97	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤医療機関・不動産業界等への働き掛け	医療に関しては、身体上の性別に応じて対応しなければならないことも多いと思いますので、熟考をお願いします。	2	医療機関への働き掛けを進めていくに当たり、いただいた御意見を参考にいたします。	C
98	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤医療機関・不動産業界等への働き掛け	特に産婦人科等は性被害に遭い日常生活を送る事が困難な患者がいる事を十分認識し、男性向けに別の待機室を設置することなどの取組を行うよう働きかけます。	1	医療機関への働き掛けを進めていくに当たり、いただいた御意見を参考にいたします。	C
99	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤医療機関・不動産業界等への働き掛け	インクルーシブである事は今後の社会において必須です。しかし男女差のある疾病も見逃す事はできません。男女区分をなくす事で男性・女性だけではなく、トランス当事者の医療機会を奪うことにもなりかねません。	1	医療機関への働き掛けを進めていくに当たり、いただいた御意見を参考にいたします。	C
100	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤医療機関・不動産業界等への働き掛け	「不動産業界等への働きかけ」に関しては、不動産仲介業者がLGBTQに対応したくても、大家さんが首を縦にふってくれないという声をよく耳にします。大家さんをしている人たちにも啓発が行き届くようにしてください。	1	御意見を踏まえて推進項目「⑤医療機関・不動産業界等への働き掛け」を「不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、LGBTQの方の賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。」に修正しました。	A
101	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤医療機関・不動産業界等への働き掛け	女性専用を掲げる賃貸住宅については、なぜ女性専用賃貸を選択する女性がいるのか深刻な事案を考慮し、トランス女性等の男性が入居を希望した際に断る事を認められるよう、十分に女性の心身の安全に配慮するよう働きかけます。	1	県では、条例の基本理念である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を計画の目標と定め取り組んでまいります。不動産業界等への働き掛けを進めていくに当たっては、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
102	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤医療機関・不動産業界等への働き掛け	昔から心と体の合致しない人々は存在しました。それについては今も昔もこの先も個々の自由であり差別することはありません。LGBTQの人が悩みを吐き出せるスクールカウンセラーなどを設けることには反対しません。LGBTQの人達の入居の働きかけを行政ですることに反対します。生活困窮者の人を除き入居の働きかけは行政でしていないのにLGBTQとなると条例や働きかけがあることに平等性を感じません。LGBTQ人々はひっそりと同居し自力で幸せを掴んでいます。多様性を尊重した社会づくりは既に成立しています。	1	LGBTQの住宅入居での困り事や社会生活上の不利益を解消していくために働き掛けを行うものです。不動産業界等への働き掛けを進めていくに当たっては、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
103	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑥市町村への支援	パートナーシップ宣誓制度を制定するよう、県が各市町村に対して、理解を求めてほしい。県内どこに住んでいても安心して暮らせるように県として、LGBTQの人権をみとめる明確な姿勢を各市町村に対して示してください。特に医療関係者にはLGBTQの方を家族としてみとめるよう啓発活動を強めていただきたい。異性カップルと同様の権利を同性カップルにも与えられるよう、県としてのリーダーシップに期待しています。	1	パートナーシップ制度は、生計を共にされるLGBTQの方の権利や身分に、何らかの効果が生じるものではないことから、実効性のある取組を進めていくことが必要です。 そこで、県では、パートナーシップ制度の有無に関わらず、県が所掌する権利や身分に関する県の制度や手続きについて、事実婚を認めている場合には、同性パートナーにも同様に適用できるか検討し、見直しを進めています。また、こうした取組が市町村や企業へ広げられよう、働き掛けを行っていきます。 なお、パートナーシップ制度は、婚姻関係に相当する制度であるため、戸籍法の事務を行う市町村が担うことが相応しいと考えています。そこで、県では、今年度、新たに性の多様性に関する県と市町村との連携会議を立ち上げ、市町村の取組を支援していきます。	C
104	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑥市町村への支援	「県、市町村で可能となる性的マイノリティの施策をまとめ、広く周知する」を新設する。各自治体において性的マイノリティ使える行政サービスが既に存在するが、ほとんど知られていないのが現状。県および市町村において、性的マイノリティが現状使える行政サービス、またパートナーシップ制度の利用者が県下で受けられるサービスを周知する必要があると考える。	1	県ホームページのLGBTQ(性的マイノリティ)ポータルサイトにおいて、県内市町村のパートナーシップ制度等の実施状況や相談窓口について周知しております。	B
105	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑦民間団体に関する情報の提供	「民間団体に関する情報の提供」とありますが、そもそもそうした団体が活動できる基盤づくりを県がリードしてください。たとえば、東京都の多摩地域では、複数の市が持ち回りでLGBTQユースの居場所づくり(交流会)を開催しています。そのような取り組みを西部地域等にも拡大していくためにも、助成や委託といったシステムの構築が必要ではないでしょうか。	1	計画の基本方針「暮らしやすい環境づくり」を推進する上で、いただいた御意見を参考にまいります。	C
106	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑦民間団体に関する情報の提供	県内LGBTQ支援団体等との連携を明記する。LGBTQ諸施策の推進ならびに企業の社会的責任の観点から、県内の地域事情に精通したLGBTQ支援団体との連携は必要不可欠であるとする。埼玉県企業の企業向けハンドブック「LGBTQが働きやすい職場づくりのために」の「社会貢献」でも、地域のLGBTQ関連イベントへの参加が掲載されている。	1	計画の基本方針「暮らしやすい環境づくり」を推進する上で、いただいた御意見を参考にまいります。	C
107	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑦民間団体に関する情報の提供	「⑦民間団体に関する情報の提供」の削除を求めます。LGBTQ支援団体＝非常に偏った思想・ジェンダー感を持つ「活動家」であり、子供達への思想洗脳が懸念されます。	2	民間団体に関する情報の提供に当たっては、いただいた御意見を踏まえ、団体の設置趣旨、活動内容などを丁寧に把握の上、進めてまいります。	D

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
108	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進		埼玉県が県内の事業団体等とダイバーシティ宣言を行い、県内全域の事業所において、性の多様性について一層の理解を求める。埼玉県内の医師会、宅建協会、商工会議所、事業者団体等と「ダイバーシティ宣言(仮称)」を行い、これを県がホームページ等で広く公表すること等を通じて、事業者における主体的な取組を一層促進させる。講演や研修等、理解増進の取組を行うより、効果があると考えます。	1	御意見の趣旨を踏まえ、埼玉県アライチャレンジ企業登録制度の普及を通じ、LGBTQが働きやすい環境づくりに向け事業所における理解増進や取組を促進してまいります。	C
109	29	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及	民間企業に対して「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」を使用して、県内事業者の取組状況を、指標により見える化とありますが、コロナによる経済の低迷や増税、社会保険料の増加などにより民間企業の負担が増えている中で、追い打ちをかけるように色々な制度を作成するのは、小さなことであっても積み積もって負担増加につながる恐れがあり、注意が必要と考えます。学校教育についても教師の業務は非常に多く、採用も難しくなっている中でさらなる負担の増加は注意すべきと考えます。民間の事業者、教職員にかかわらず、現場に負担のかからないことを留意して作成いただくようお願いをしたいと思います。	1	「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」により性の多様性に配慮した取組の方向性をお示するとともに、県内企業の取組状況を見える化することで、多様な人材の確保とLGBTQの方にとって働きやすい環境づくりを促進してまいります。「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」を取り組む上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
110	29	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及	県のHP以外にどんな風に広めていますか？今後の広め方について教えてください。	1	今後、LGBTQに配慮した取組を進める県内企業の先進事例を県ホームページやSNSで情報発信するとともに、事例やノウハウを共有するための登録企業の交流会を開催して普及をしております。	C
111	29	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及	この制度は普及しないと思います。単に登録を申請される企業様の自己満足で終わってしまい、LGB/TQが働きやすい環境づくりを促進する効果は殆どないと思います。事務作業や取り組んでいる状況報告作業、企業、県の担当者の作業が増えるだけだと思います。企業、県共に他のことに時間と労力を費やした方がよいと思います。これは、長年会社生活を経験していた実感です。「健康経営優良法人制度」もそうですが、実態は殆ど「うちはこんなこともやっていますよ」という、自社PRの為の制度となってしまうと思います。	1	「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及を通じて、LGBTQが働きやすい環境づくりを推進できるよう取り組んでまいります。	C
112	29	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及	女性の安全を脅かす活動が指標にならないよう、指標策定の際は女性の意見を吸い上げるように取組をお願いします。	1	「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の指標は、性の多様性のみならず、男女共同参画や人権に関する有識者、企業経営者及び労働団体、市町村などと幅広い構成による性の多様性に関する施策推進会議委員の御意見を踏まえて、策定しており、女性の安全を脅かす活動を指標とはしていません。	B
113	30	第4章 計画の推進体制				LGBTQ専門委員のQを削除してください。	1	本計画ではLGBTQは、性的マイノリティの総称として表記し、Qについては、性の多様性の尊重を図る上で、クエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の人)と定義しており、埼玉県人権施策推進会議を構成するLGBTQ専門委員会は、埼玉県人権政策推進会議設置要綱第6条の規定に基づき設置しています。 なお、県庁内で性の多様性を尊重した取組を行っていただくため、「LGBTQ専門委員会」から「性の多様性の尊重委員会」に修正いたしました。	D

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の趣旨	件数	県の対応・考え方	反映状況
114	30	第4章 計画の推進体制				「埼玉県人権政策推進会議」において企画・調整や進行管理が行われるとのことですが、ここにおいてもLGBTQの「人権」について、それが具体的にどのようなことを指すのか、特に女性スペースにおける女性の人権との衝突に関して、きちんとした認識をもちつつ議論-検討が為されるべきです。人の内面の精神的活動は外部的行為と密接に不可分であるので、だからこそ、人権と人権の衝突が起きます。主張される人権のみを一方的に尊重する形ではなく女性・子どもなど身体的弱者の人権も考慮した形で施策を進めていただきたくことを望みます。	3	女性や子供の人権の尊重もされる必要があると考えています。県では、条例の基本理念である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を計画の目標と定め、取り組んでまいります。 「埼玉県人権政策推進会議」は、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するために設置しています。いただいた御意見を参考にまいります。	C
115	30	第4章 計画の推進体制				この体制のトップである「埼玉県人権政策推進会議」の議長は知事ですが、知事はパートナーシップ制度の導入に関して非常に後ろ向きな発言をしています。このようなすばらしい基本計画があるにもかかわらず、知事の意向で取り組みが鈍化するようなことがないようにしてください。そして、県としてのパートナーシップ制度導入についても、知事を説得してください。また、もしも導入にあたりファミリーシップ制度も組み込むことがあれば、さいたま市のような差別的取扱いがないようにしてください。	1	パートナーシップ制度は、生計を共にされるLGBTQの方の権利や身分に、何らかの効果が生じるものではないことから、実効性のある取組を進めていく必要があります。 そこで、県では、パートナーシップ制度の有無に関わらず、県が所掌する権利や身分に関する県の制度や手続きについて、事実婚を認めている場合には、同性パートナーにも同様に適用できるか検討し、見直しを進めています。また、こうした取組が市町村や企業へ広げてもらうよう、働き掛けを行ってまいります。 なお、パートナーシップ制度は、婚姻関係に相当する制度であるため、戸籍法の事務を行う市町村が担うことが相応しいと考えています。そこで、県では、今年度、新たに性の多様性に関する県と市町村との連携会議を立ち上げ、市町村の取組を支援していきます。	D
116	30	第4章 計画の推進体制				「埼玉県人権政策推進会議」と「幹事会」に、男女共同参画の推進の立場からも、女性が多数参加することを望みます。今の県の状況では、役職につく女性が少ないため、ポジティブアクションが必要です。	1	いただいた御意見を参考に計画を推進してまいります。	C
117	30	第4章 計画の推進体制				計画の推進体制図に「性の多様性の尊重推進員」とありますが、「男女共同参画推進員」と同じような立場になるのでしょうか。役割を発揮することを期待します。	1	性の多様性の尊重推進員は、県庁内の各課所に配置し、性の多様性の尊重した社会づくりの推進を図るものです。いただいた御意見を踏まえ、役割を発揮できるよう尽力してまいります。	C
118	30	第4章 計画の推進体制				施策推進会議のメンバーに、女性もしくは女性の権利を守る団体を参加させてください。トランスジェンダーの問題と、女性の専用スペースの問題は女性の意見を聞きながら慎重に検討をするべきです。女性はこの問題において当事者です。	1	埼玉県性の多様性に関する施策推進会議委員については、性の多様性のみならず、男女共同参画や人権に関する有識者、企業経営者及び労働団体、市町村などと幅広い構成としており、慎重に検討を進めているところです。いただいた御意見を参考にまいります。	C
119	31	第4章 計画の推進体制				性的マイノリティは複合的な困難に直面する事が多いです。経済的に困窮しているようなケースも珍しくはないため、福祉的なアプローチを必要とする場合があります。当事者団体等との連携の中に、そうした情報のヒアリング等、行政からのアウトリーチ的な関わり方を選択肢に入れていただきたいと考えます。	1	計画の推進に当たっては、いただいた御意見を参考にまいります。	C